

栃木県通訳案内士協会会則

[平成 21 年 3 月 16 日]

改正 平成 22 年 3 月 20 日

改正 平成 22 年 4 月 17 日

改正 平成 27 年 3 月 11 日

改正 平成 29 年 3 月 11 日

改正 令和 3 年 2 月 6 日

改正 令和 4 年 1 月 29 日

(目 的)

第 1 条 本会は、全国通訳案内士及び栃木県地域限定通訳案内士（以下通訳案内士と言う）からなる組織として、その役割を広い立場から認識し、その時々^{トータル}の会員の事情や、業界を取りまく内外の情勢に応じ、必要な活動を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、栃木県通訳案内士協会と称する。略称をTOTAKとする。
(ローマ字表記の Tochigi-ken Tsuuyaku-An'naishi Kyoukai より。)

(所在地)

第 3 条 本会の所在地は会長宅に置く。

(活 動)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 通訳案内士の知識、技能、品位向上のための研修。
- (2) 公的機関、関係団体との連絡・調整。
- (3) 外国人旅行者誘致促進のための活動。
- (4) 通訳案内士に関する広報活動。
- (5) 会員間の意見・情報交換。
- (6) その他本会の目的達成のために必要と認められる活動。

(会員の資格、正会員)

第 5 条 栃木県に登録している通訳案内士、もしくは、本会発展のために重要であると本会が認める通訳案内士。

(休会員)

第 5 条の 2 正会員のうち、通訳案内士としての活動を休止する会員は、本会に対し休会の届出を行うものとする。休会員は会合における議決権を有さず、研修などの会の活動に参加できない。なお正会員を経ずに休会員となることはできない。

(準会員)

第 5 条の 3 栃木県に隣接する県に登録する全国通訳案内士で、正会員による推薦がある者。また、準会員は会合における議決権を有さず、役員にはなれない。

(加 入)

第 6 条 本会への加入は正会員資格を有する者。

第 6 条の 2 準会員については、総会等による審議参加者の過半数の同意を得た者。

(脱退および休会)

第 7 条 会員は、本会に通知した上で自由に脱退することができる。

第 7 条の 2 諸事情により活動を休止する会員は、本会に対し休会の届出を行うものとする。

(除名)

第8条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会出席者の過半数以上の同意をもって除名することができる。

- (1) 正当な理由がなく1年以上連絡の取れない会員。
- (2) 協会維持費または事務費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。
- (3) 本会の活動を妨げ、又は妨げようとした会員。
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員。

(役員の数、選任及び職務)

第9条 本会に役員を置く。

1. 定数は下記役職役員の数を最低限とし、必要に応じ10名を上回らない範囲で増員できる。
2. 役員のうち1名を会長、2名を副会長、1名を会計、1名を監査とする。
3. 役員は総会において選任し、会長、副会長、会計及び監査は役員相互の互選とする。
4. 役員は役員会を構成して業務を執行する。
5. 会長はこの協会の業務を執行管理し、副会長は会長を補佐する。
6. 会計は協会維持費等の管理を行い、監査は会計の監査を行う。
7. 会計と監査の兼務は不可とする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第10条の2 欠員のため補充された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(総会の招集)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

(総会の議事)

第12条 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長が決めるものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、必要と認められた場合にその都度開催する。

(経費)

第15条 本会の活動及び運営に要する経費は、実費を会員が応分に負担することとする。

1. 通信費、役員会及び総会時の資料作成、出張に伴う交通費等にかかる費用として協会維持費(会費)金5千円を徴収する。休会を届出たものは、協会維持費が免除されるが、事務費として金2千円を協会に納付する。準会員の協会維持費は正会員と同額とする。
2. 協会維持費の保管・管理は会計が担当する。
3. 代表者もしくはこれに代わる者が、本会のために必要と認められる栃木県内外で行われる活動へ参加する際は、協会維持費からの交通費の支給を受けることができるものとする。
4. 年度途中で協会維持費が不足する場合は、総会開催時に金額を定め、協会維持費の追加徴収を行うものとする。

(会計)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会則の変更)

第17条 会則変更の必要がある場合、会長は総会を招集し、出席者の過半数の賛同により会則変更できるものとする。

附則 この会則は、平成 22 年 3 月 20 日から施行する。
附則 この会則は、平成 22 年 4 月 17 日から施行する。
附則 この会則は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。
附則 この会則は、平成 29 年 3 月 11 日から施行する。
附則 この会則は、令和 3 年 3 月 6 日から施行する。
附則 この会則は、令和 4 年 1 月 29 日から施行する。